**平成２７年（フ）第１３８４号**
埼玉県川口市大字安行慈林1124番地　レオパレスハイツ小林202号
債務者　齋藤　　護
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５０８号**
埼玉県吉川市大字上内川177番地14
債務者　横田　幸男
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第５２６号**
埼玉県越谷市千間台西４丁目17番地６
ヴューラー千間台206
債務者　山口　裕介
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第５３５号**
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目704番地　アバンツァートⅢ202
債務者　松村　隆行
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第５号**
徳島県三好市井川町御領田42番地３
債務者　木村　文信
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２７年（フ）第１８３５号**
札幌市北区新琴似12条13丁目１番18号
債務者　岩本　順子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１８８０号**
札幌市西区琴似３条５丁目３番２―201号
債務者　岡部　翔太
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１８９４号**
札幌市中央区南８条西13丁目２番38―402号
債務者　千葉　健太
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１９８４号**
札幌市南区南34条西８丁目４番３―403号
債務者　山田　大介
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３２１号**
盛岡市東仙北１丁目２番44号　コーポスターヒルズ201号
債務者　中嶋なおみ
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第３９４４号**
大阪府箕面市小野原東３丁目８番27―306号、前住所大阪府箕面市小野原東２丁目10番127号
債務者　和田隆こと　和田　　**隆**
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４０３６号**
大阪市港区市岡３丁目18番19号、前住所大阪市港区南市岡３丁目５番10号
債務者　碓本　師大
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４２４３号**
大阪市都島区都島本通２丁目11番８―405号
債務者　穴井　真也
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４３６７号**
大阪市西区江之子島１丁目１番９―423号、前住所大阪府羽曳野市野々上５丁目２番３号
債務者　稲葉　広幸
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４３７５号**
大阪府枚方市大垣内町１丁目１番21号
債務者　北原紗代子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４４０４号**
大阪府八尾市刑部２丁目173番地の19
債務者　山田　恵加
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４４０６号**
大阪府八尾市二俣１丁目243番地の３
債務者　佐伯　将太（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４４７０号**
大阪市大正区三軒家西１丁目９番15号　広瀬ハイツ301号
債務者　宮本　　綾
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部